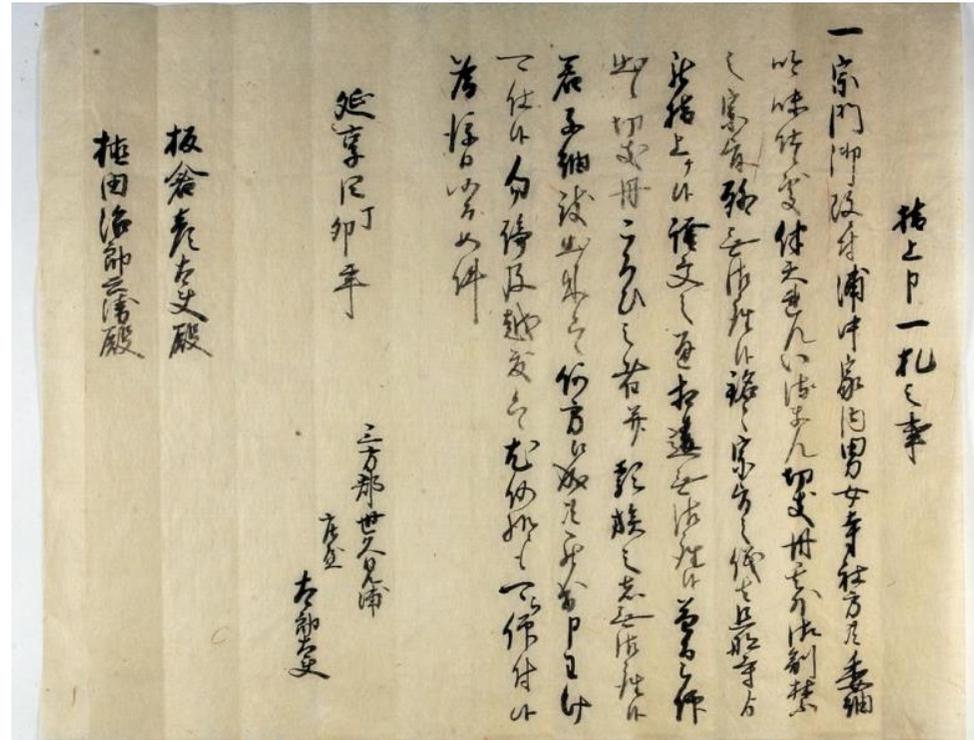


宗門改の実施（江戸時代の宗教調査）



1747年（延享4）「指上申一札之事（宗門改ニ付）」 桜井市兵衛家文書（当館蔵）[デジタルアーカイブへ](#)

翻刻文

指上申一札之事

一、宗門御改ニ付、浦中家内男女寺社方共委細吟味仕候処、伴天れん・いるまん・切支丹其外御制禁之宗旨、聊無御座候、銘々宗旨之儀者、且那寺方被指上^ケ候証文之通、相違無御座候、兼而被仰出候切支丹ころひ之者并類族之者無御座候、若子細致出来候ハ、何方^江成共罷出申わけ可仕候、勿論及越度候ハ、尤何様^ニも可被仰付候、為後日仍而如件、

延享四丁卯年 三方郡世久見浦
庄屋
太郎太夫

板倉彦太殿
植田治郎兵衛殿

解説

宗門改とは、江戸時代に実施された住民の信仰する宗教を定期的に調査する制度のことです。1671年（寛文11）、全国諸藩に宗門改帳の作成が義務付けられ、宗門改が制度として確立しました。当初はキリシタンの取り締まりを目的としていましたが、次第に住民の戸籍調査としての性格が主となりました。1873年（明治6）にキリスト教の禁制の高札が撤廃されるまで続きました。

宗門改の結果を村単位で帳簿形式にまとめたものが宗門改帳で、戸主とその家族の名前、年齢と檀那寺などの情報が記載されました。

福井とのかかわり

藩領・年代により宗門改の方法は異なりますが、近世後期の小浜藩の場合は、

- (1) 村中から郡奉行・代官あての請状（11か条）
- (2) 五人組から郡代官あてのキリシタンでない旨の一札
- (3) 村中にキリシタンが存在しない旨を記した庄屋から郡代官あての一札
- (4) 五人組から郡奉行あての請状（14か条）
- (5) 寺院から郡代官あての寺請証文

以上5種の書類が必要でした。本資料は(3)にあたります。

ところで、上記のうち(4)はキリシタン禁止のほかに徒党の禁止、不審者への宿貸しの禁止、手負人・徒者の届け出、他国行きの際の届け出、賭け事の禁止など生活全般の諸事についても記載されました。宗門改の制度はこのように単なる宗教調査ではなく、民衆統制のための重要な制度として位置付けられていたのです。

資料の注目ポイント

本資料は1747年（延享4）の宗門改の際に三方郡世久見浦（現・美浜町）の庄屋が郡代官に提出した文書です。

世久見浦に住んでいる人々や寺社に対して信仰調査を行い、「伴天れん（バテレン）」、「いるまん（イルマン）」（どちらも宣教師のことを指す）や「切支丹（キリシタン）」はいないことを報告しています。また、信仰している宗派については檀那寺からの寺請証文の通りで間違いのないとしており、「切支丹ころひ之者」（キリスト教の信仰を棄てた者）や「類族」（キリスト教を信仰した者の一族）もいないとあります。さらに、報告内容に問題がある場合は、庄屋が出て行って説明すること、落度があった場合はどんな罰でも受ける旨が書かれています。

関連資料、展示等

名称	概要	備考
「指上申一札之事（宗門改二付）」	桜井市兵衛家文書（当館蔵） 資料番号 N0055-00175	当館デジタルアーカイブで閲覧可能。 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-505961-1-p1

参考文献等

- ・『福井県史 通史編 3』（1994年、福井県）
- ・『図説 福井県史』（1998年、福井県）
- ・日本歴史地名大系第18巻『福井県の地名』（1987年、平凡社）
- ・『国史大辞典 第七巻』（1986年、吉川弘文館）
- ・高埜利彦『日本の歴史 13 元禄・享保の時代』（1992年、集英社）
- ・横田冬彦『日本の歴史 16 天下泰平』（2002年、講談社）